

## 第六十二号議案

高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

令和八年二月十八日

提出者 東京都知事 小池百合子

高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例の一部を改正する条例  
高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例（平成十五年東京都条例第百五十五号）の一部を次のように改正する。

第十二条の二第一項中「次条」を「第十二条」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（劇場等の客席）

第十一条の三 剧場等の客席の各階には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める数以上の車椅子使用者用部分を設けなければならない。

一 当該階に設ける座席の数が二百六十六以下の場合 二

二 当該階に設ける座席の数が二百六十六を超える場合 当該座席の数に一万分の七十五を乗じて得た数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）

2 前項の車椅子使用者用部分は、次に掲げるものでなければならない。

一 各車椅子使用者用部分に対し、それぞれ一以上の同伴者用のスペースを、当該車椅子使用者用部分の横に隣接して設けること。

二 二以上の車椅子使用者用部分を横に隣接して設けること。この場合において、車椅子使用者用部分の間に設けられるものが前号の同伴者用のスペースのみであるときは、当該車椅子使用者用部分は、隣接しているものとみなす。

3 第一項の車椅子使用者用部分の位置は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところによらなければならぬ。

一 当該階に設ける座席の数が四百を超える場合 車椅子使用者用部分の間（前項の規定により隣接させた車椅子使用者用部分の間を除く。）のうち一以上に縦通路が存するよう分散すること。

二 当該階に設ける座席の数が千を超える場合 前号に定めるところによるほか、車椅子使用者用部分の間のうち一以上に横通路が存するよう分散すること。この場合において、同一の横通路に接して複数の車椅子使用者用部分を設けたものにあつては、分散していなものとみなす。

第十二条中「前条第一項」を「第十二条の二第一項」に、「及び前条」を「及び第十二条の二、劇場等にあつては第六条から第十条まで及び前条」に、「までの経路」を「までの経路（当該利用居室が前条の劇場等の客席である場合にあつては、車椅子使用者用経路を含む。）」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

1 この条例は、令和八年十月一日から施行する。

##### （経過措置）

2 この条例による改正後の高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例（以下「改正後の条例」という。）

第十二条の三の規定は、この条例の施行後に着手する建築（用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。以下この項において同じ。）及び当該建築をした特別特定建築物の維持について適用し、この条例の施行前に着手した建築及び当該建築をした特別特定建築物の維持については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際、現に存する特別特定建築物で、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成十八年政令第三百七十九号）附則第四条第二号及び第三号に掲げる類似の用途相互間における用途の変更をするものについては、改正後の条例第十二条の三の規定は適用しない。

（提案理由）

劇場等において多くの人が利用しやすい客席の整備を図るため、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る劇場等の客席に関する基準を定めるほか、規定を整備する必要がある。